

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

令和4年 月

奈井江町

第 1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

1 奈井江町農業の概況

奈井江町は、北海道の中央西部に広がる石狩平野のやや北部に位置し、平坦で肥沃な農地と恵まれた気象条件を背景に、これまで、農業構造改善事業、道営ほ場整備事業等による生産基盤の整備と並行して、各種事業の積極的活用により、米を基幹とする土地利用型の農業生産を展開してきた。しかし、米価の大幅な下落など、農産物価格の低迷や産地間競争の激化など多くの問題を抱えた中で、近年収益性の高い地域農業の確立を図るため、野菜・花き等の高収益作物を組み入れた農業経営が積極的に行なわれている。

2 奈井江町農業の現状と課題

奈井江町の耕地面積は、令和2年で2,020ha、農家1戸当たりの平均耕地面積が11.2haになり、経営規模の拡大が進んでいる。しかし、農業従事者の高齢化や担い手不足などによる農業労働力の減少や安価な輸入農産物の増加に伴う国産農産物の低迷など、農業経営は大変厳しい状況にある。

本町の農業生産は、水田が耕地面積の91%を占めていることから、今後も米を基幹とした大規模で専門的な農家を主体に生産性の高い農業を展開するためには、地域の特性を生かし農業の健全な発展と豊かで住み良い農村の確立に向けて各種施策を展開し、効率的かつ安定的な農業経営を育成・確保するとともに、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立することが重要である。

3 農業経営基盤の強化の促進に関する取り組み

(1) 基本的な考え方

奈井江町の農業が持続的に発展していくためには、関係機関が連携し、地域の実情に応じて、家族経営をはじめとする農業経営体が経営体質と生産基盤の強化を図りながら、農業生産額の増大や生産コストの縮減による農業所得の増大と6次産業化による農業経営の多角化の取組を推進するとともに、

農業経営体を支える営農支援組織の育成を行うなど、効率的かつ安定的で多様な農業経営を育成・確保し、これらの担い手への農用地の利用集積・集約化を促進する。

また、持続可能な開発目標（SDGs）の目標の一つである持続可能な農業生産を進めるため、環境と調和した農業を推進する。

（2）効率的かつ安定的な農業経営の目標とする所得水準及び労働時間

農業が職業として選択できる魅力のあるものとするため、次のとおり、奈井江町及びその近隣の市町村において既に実現している優良な経営の事例を踏まえ、主たる従事者が、地域における他産業従事者と遜色のない年間労働時間の水準を達成しつつ、他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得を確保できる効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保に努める。

なお、目標とする所得水準及び労働時間は次のとおりとする。

目標年間農業所得	主たる経営体1人当たりおおむね400万円
目標年間労働時間	主たる従事者1人当たり1,700～2,000時間程度

※主たる従事者～農業経営において主体的な役割を担い、専ら当該農業経営に従事する者

（3）新たに農業経営を営もうとする青年等の目標とする所得水準及び労働時間

自ら農業経営を開始しようとする青年等（法人の場合にあっては主たる従事者）の経営開始5年後における所得水準及び労働時間は（2）に定める水準をおおむね達成することを目標とする。

ただし、この内農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始するものにあつては、経営が安定するまで時間を要することから、所得水準については、おおむね5割の達成を目標とする。

（4）効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保

ア 認定農業者制度の活用

効率的かつ安定的な農業経営の改善を促進するため、認定農業者制度を活用し、農業経営改善計画の作成指導や認定後の農業経営改善計画達成に向けた奈井江町や奈井江町農業委員会、新砂川農業協同組合、空知農業改良普及センターなど地域の関係機関・団体による指導・助言、女性や若い世代、高齢者の能力を活かすための夫婦・親子間の農業経営改善計画の共同申請を推進する。

また、認定農業者等の担い手が主体性と創意工夫を発揮しながら経営発展できるよう、担い手への農地の集積・集約化やICT等*の省力化技術の

導入等の推進及び経営所得安定対策、低利融資制度など各種支援施策の活用を支援する。

※ICTは、Information and Communication Technology（情報通信技術）の略

イ 農業経営の法人化の推進

農業経営の法人化は、経営管理の高度化や安定的な雇用の確保、地域の農地や優れた技術の円滑な継承など経営安定・発展の効果が期待されることから、税理士等の専門家や先進的な農業者による指導等を通じ、法人化のメリットや手続、財務・労務管理に関する情報やノウハウ等の普及啓発によって農業経営の法人化を推進する。

また、民間企業等の経営力や資本力を生かした地域の農業者・関係者との有機的な取り組みを推進する。

このため、法人経営体数を令和5年度（2023年度）までに5万法人とする国の目標や、令和12年度における農業法人数を5,500経営体とする北海道農業経営基盤強化促進基本方針の目標などを踏まえ、奈井江町の令和12年度における農業法人数の目標を40経営体（令和3年1月現在：20経営体）とし、農業経営の法人化を推進する。

ウ 集落営農の組織化・法人化の推進

経営規模が小さな水田地帯や、農業従事者の高齢化、担い手不足が深刻化し、地域農業を担う個別経営や法人経営の育成・確保が当面難しい地域においては、農用地利用改善団体等と連携して、地域の将来像についての話し合い活動を重ね、担い手を明確化し、農用地の利用集積・集約化の方向を定める取組を推進することにより、集落営農の組織化及び将来的な集落営農の法人化を推進する。

エ 新規就農者の育成・確保

奈井江町の農業が、将来に向け持続的に発展していくためには、次代を担う新規就農者の育成・確保を図る必要があるため、農業への理解の醸成と関心の喚起に向けた取組を推進するほか、雇用就農を含めた就農促進に向けた情報提供や相談活動に取り組むことが重要である。

また、優れた経営感覚を身に着け、就農後における早期の経営安定を図るため、農業大学校等における実践的な研修教育や農業改良普及センターによる技術・経営指導、指導農業士等との連携など地域の研修体制の充実・強化等により、就農から経営安定までの総合的な支援や地域の受入体制づくりを推進する。

就農希望者の経営に必要な農地や機械等の確保及び初期投資等による

負担軽減のため、各種支援策の活用を推進する。

家族経営体における経営移譲や第三者経営継承、組織経営体の構成員の世代交代など、次の世代の担い手へ地域の農地や優れた技術を円滑に継承する取組を推進する。

オ 労働力不足への対応

農家戸数の減少や農業従事者の高齢化などによる慢性的な労働力不足に対応するため、若者、女性、他産業を退職した人材や外国人材などの多様な人材の確保と、障がい者の社会参画と農業経営の発展の双方を実現する「農福連携」により、雇用労働力の安定的な確保に向けた取組を推進する。

また、また、ロボット技術やICTの活用等、近年の進歩が著しく、構造的課題などの解決が期待されるスマート農業などの省力化生産技術、労働力不足に対応した生産技術等を積極的に推進する。

カ 女性農業者が活躍できる環境づくり

農業・農村の活性化につながる女性の経営・社会参画を促進するため、女性農業者の経営管理や生産技術等の向上、若い世代の女性農業者のネットワーク強化やグループ活動の活性化等により、女性農業者が活躍できる環境づくりを進め、持続可能な開発目標（SDGs）の目標の一つである男女平等参画や女性の活躍を推進する。

(5) 農用地の利用集積と集約化

「人・農地プラン^{*}」により描かれた地域の将来像の実現に向けて、利用権設定等促進事業、農用地利用改善事業、農地中間管理事業、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）の特例事業等の農地流動化施策を推進し、効率的かつ安定的な農業経営への計画的な農用地の利用集積と集約化を促進する。

^{*}人・農地プランは、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条に位置付けられている農業者等による話し合いに基づき、アンケートや地図を活用し、地域における農業において中心的な役割を果たす経営体（中心経営体）、当該地域における農業の将来のあり方などを明確化し、市町村により公表されるもの。

(6) 多様な農業経営の育成・確保

高収益作目の導入やクリーン・有機農業の導入による農業経営の複合化や、農畜産物の加工や直接販売、ファームインといった6次産業化による多角化など、自らの創意工夫を生かした、多様な農業経営の育成・確保を図る。

(7) 営農支援体制の整備

生産性の向上や労働負担の軽減などを図るため、コントラクター、TMRセンター及び酪農ヘルパーなどの営農支援組織の育成や体制整備を推進し、共同作業体系の確立、オペレーターなどの雇用マッチングに向けた取組を推進するなど、多様な人材の確保と円滑な運営を促進する。

4 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

奈井江町の平成28年～令和2年の新規就農者は1人となっている。従来からの基幹作物である水稻の産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、奈井江町は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や北海道農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた年間670人の新規就農者の育成・確保目標を踏まえ、奈井江町においては年間1人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を5年間で5増加させる。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

自ら農業経営を開始しようとする青年等（法人の場合にあつては主たる従事者）の経営開始5年後における所得水準及び労働時間は、奈井江町又はその近隣の市町村において既に実現している優良な経営の事例を踏まえ、主たる従事者が、地域におけるほか産業従事者と遜色のない年間労働時間（主たる従事者1人あたり1,700～2,000時間程度）及びほか産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（主たる従事者1人あたりの年間農業所得400万円程度）を目標とする。

ただし、このうち農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経

営を開始するものにあつては、経営が安定するまで時間を要することから、経営開始5年後の所得水準は、主たる従事者1人当たりの年間所得200万円程度を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた奈井江町の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには、雇用就農を含めた就農促進に向けた情報提供や相談活動に取り組むことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については空知農業改良普及センターや新砂川農業協同組合、各生産組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

第1の3の(2)に示した目標を達成しうる効率的かつ安定的な農業経営の指標として、奈井江町又は周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、奈井江町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
稲作専業	<p>〈作付面積等〉</p> <p>水稻 15.0ha 作業受託 5.0ha (小麦収穫)</p>	<p>〈資本装備〉</p> <p>トラクター(100PS) 1台 トラクター(70PS) 1台 田植機(8条) 1台 普通型コンバイン(2.6m) 1台 乾燥機(5t) 2台 トラック(2t) 1台 農舎(鉄骨) 1棟 ハウス(育苗) 7棟</p> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 普通型コンバインの有効利用を図るための小麦収穫の作業受託 区画の大規模化、高性能機械の導入による作業効率の向上 	<ul style="list-style-type: none"> 青色申告の実施 パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 市場情報、消費動向の的確な把握 部門別、作物別原価の把握分別 作物間の労働調整 	<p>〈家族労働力〉</p> <p>主従事者 1人 補助従事者 1人</p> <ul style="list-style-type: none"> 定期的な休日の確保
野菜複合	<p>〈作付面積等〉</p> <p>水稻 8.0ha メロン 0.4ha 計 8.4ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <p>トラクター(80PS) 1台 トラクター(30PS) 1台 田植機(6条) 1台 自脱コンバイン(4条) 1台 トラック(2t) 1台 農舎(鉄骨) 1棟 ハウス(育苗) 4棟 ハウス(野菜) 12棟</p> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ライスセンターを利用した乾燥調製 輪作体制を確立することによる連作障害の回避 	<ul style="list-style-type: none"> 青色申告の実施 パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 市場情報、消費動向の的確な把握 部門別、作物別原価の把握分別 作物間の労働調整 	<p>〈家族労働力〉</p> <p>主従事者 1人 補助従事者 1人</p> <ul style="list-style-type: none"> 定期的な休日の確保
	<p>〈作付面積等〉</p> <p>水稻 6.5ha トマト 0.3ha (ミニトマト) 計 6.8ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <p>トラクター(70PS) 1台 トラクター(30PS) 1台 田植機(6条) 1台 自脱コンバイン(4条) 1台 トラック(2t) 1台 農舎(鉄骨) 1棟 ハウス(育苗) 3棟 ハウス(野菜) 9棟</p> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ライスセンターを利用した乾燥調製 輪作体制を確立することによる連作障害の回避 	<ul style="list-style-type: none"> 青色申告の実施 パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 市場情報、消費動向の的確な把握 部門別、作物別原価の把握分別 作物間の労働調整 	<p>〈家族労働力〉</p> <p>主従事者 1人 補助従事者 1人</p> <ul style="list-style-type: none"> 定期的な休日の確保

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
	〈作付面積等〉 水稲 6.5ha きゅうり 0.1ha 計 6.6ha	〈資本装備〉 トラクター(70PS) 1台 トラクター(30PS) 1台 田植機(6条) 1台 自脱コンバイン(4条) 1台 トラック(2t) 1台 農舎(鉄骨) 1棟 ハウス(育苗) 3棟 ハウス(野菜) 3棟 〈その他〉 ・ライスセンターを利用した乾燥調製 ・輪作体制を確立することによる連作障害の回避	・青色申告の実施 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・市場情報、消費動向の的確な把握 ・部門別、作物別原価の把握分別 ・作物間の労働調整	〈家族労働力〉 主従事者 1人 補助従事者 1人 ・定期的な休日の確保
水稲花き複合	〈作付面積等〉 水稲 6.2ha 花き 0.3ha 計 6.5ha	〈資本装備〉 トラクター(70PS) 1台 トラクター(30PS) 1台 田植機(6条) 1台 自脱コンバイン(4条) 1台 トラック(2t) 1台 農舎(鉄骨) 1棟 ハウス(育苗) 3棟 ハウス(花き) 9棟 〈その他〉 ・ライスセンターを利用した乾燥調製	・青色申告の実施 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・市場情報、消費動向の的確な把握 ・部門別、作物別原価の把握分別 ・作物間の労働調整	〈家族労働力〉 主従事者 1人 補助従事者 1人 ・定期的な休日の確保
野菜専業	〈作付面積等〉 トマト 0.5ha (ミニトマト) ブロッコリー 1.5ha 計 2.0ha	〈資本装備〉 トラクター(30PS) 1台 トラック(軽4輪) 1台 農舎(鉄骨) 1棟 ハウス(野菜) 15棟 〈その他〉 ・水稲作業の農作業請負組織への全面委託 ・輪作体制を確立することによる連作障害の回避	・青色申告の実施 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・市場情報、消費動向の的確な把握 ・部門別、作物別原価の把握分別 ・作物間の労働調整	〈家族労働力〉 主従事者 1人 補助従事者 1人 ・定期的な休日の確保

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲畑作 複 合	〈作付面積等〉 水稲 11.0ha 小麦 4.0ha 大豆 5.0ha 計 20.0ha	〈資本装備〉 トラクター(100PS) 1台 トラクター(70PS) 1台 田植機(8条) 1台 普通型コバイン(2.6m) 1台 乾燥機(5t) 2台 総合は種機(4条) 1台 トラック(2t) 1台 農舎(鉄骨) 1棟 ハウス(育苗) 6棟 〈その他〉 ・区画の大区画化、高性能機械の導入による作業効率の向上	・青色申告の実施 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・市場情報、消費動向の的確な把握 ・部門別、作物別原価の把握分別 ・作物間の労働調整	〈家族労働力〉 主従事者 1人 補助従事者 1人 ・定期的な休日の確保
水稲野菜 畑作複合	〈作付面積等〉 水稲 6.5ha 小麦 2.0ha メロン 0.1ha 計 8.6ha	〈資本装備〉 トラクター(70PS) 1台 トラクター(30PS) 1台 田植機(6条) 1台 普通型コバイン(2.6m) 1台 総合は種機(4条) 1台 トラック(2t) 1台 農舎(鉄骨) 1棟 ハウス(育苗) 3棟 ハウス(野菜) 3棟 〈その他〉 ・ライスセンターを利用した乾燥調製 ・輪作体制を確立することによる連作障害の回避	・青色申告の実施 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・市場情報、消費動向の的確な把握 ・部門別、作物別原価の把握分別 ・作物間の労働調整	〈家族労働力〉 主従事者 1人 補助従事者 1人 ・定期的な休日の確保
水稲野菜 畑作複合	〈作付面積等〉 水稲 7.0ha 小麦 3.5ha ブロッコリー 0.5ha 計 11.0ha	〈資本装備〉 トラクター(80PS) 1台 田植機(6条) 1台 普通型コバイン(2.6m) 1台 総合は種機(4条) 1台 トラック(2t) 1台 農舎(鉄骨) 1棟 ハウス(育苗) 4棟 〈その他〉 ・ライスセンターを利用した乾燥調製 ・輪作体制を確立することによる連作障害の回避	・青色申告の実施 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・市場情報、消費動向の的確な把握 ・部門別、作物別原価の把握分別 ・作物間の労働調整	〈家族労働力〉 主従事者 1人 補助従事者 1人 ・定期的な休日の確保

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
酪農専業	〈作付面積等〉 経産牛 35頭	〈資本装備〉 トラクター(80PS) 3台 トラック(4t) 2台 フロントローダー(80PS級) 1台 モアコンディショナー 1台 ロールベラー 1台 フォーレージハーベスター 1台 乳牛舎(550㎡) 1棟 乾燥舎(630㎡) 1棟 堆肥盤(200㎡) 1棟 サイロ(200t) 2基 サイロ(170t) 1基 パイプラインミルクカー 1式 バルククーラー 1式	・青色申告の実施 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、飼養管理の実施 ・土壌診断に基づく施肥設計の実施 ・飼料分析に基づく飼料給与の実施	〈家族労働力〉 主従事者 1人 補助従事者 1人 ・定期的な休日の確保

[組織経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
稲作専業	〈作付面積等〉 水稻 20.0ha 飼料用米20.0ha (直播) 計 40.0ha 〈構成戸数〉 3戸	〈資本装備〉 トラクター(100PS) 2台 ケンブリッジローラー(6m) 1台 シードドリル(2.5m) 1台 田植機(8条) 1台 普通型コンバイン(2m) 2台 レーザーレベラー 1台 乾燥機(6t) 5台 トラック(2t) 2台 農舎(鉄骨) 1棟 ハウス(育苗) 10棟	・青色申告の実施 ・パソコンによる経営・作業計画、労務、財務、ほ場管理 ・自己資本の充実強化 ・農作業受託による経営規模の拡大	〈労働力〉 主従事者 1人 補助従事者 5人 ・給料制の導入 ・従事者の社会保険の加入 ・定期的な休日の確保

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1の3の(3)に示した目標を達成しうる青年等が目標とすべき農業経営の指標は、第2に定めるものと同様である。ただし、農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始するものにあっては、指標を例示すると次のとおりである。

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
稲作専業	〈作付面積等〉 水稻 6.0ha	〈資本装備〉 トラクター(30PS) 1台 農舎(鉄骨) 1棟 ハウス(育苗) 3棟 トラクター(50PS) } 共同 田植機(6条) } 利用 普通型コンバイン } 〈その他〉 ・ライスセンターを利用した乾燥調製 ・区画の大規模化、高性能機械の導入による作業効率の向上	・青色申告の実施 ・パソコンによる経営計画、	〈家族労働力〉 主従事者 1人
水稻野菜複合	〈作付面積等〉 水稻 3.0ha トマト 0.1ha (ミニトマト) 計 3.1ha	〈資本装備〉 トラクター(50PS) 1台 農舎(鉄骨) 1棟 ハウス(育苗) 2棟 ハウス(野菜) 3棟 田植機(6条) } 共同 普通型コンバイン } 利用 〈その他〉 ・ライスセンターを利用した乾燥調製	・青色申告の実施 ・パソコンによる経営計画、 労務、財務、ほ場管理 ・市場情報、消費動向の的確な把握 ・部門別、作物別原価の把握 分別 ・作物間の労働調整	〈家族労働力〉 主従事者 1人 補助従事者 1人 ・定期的な休日の確保

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
野菜専業	〈作付面積等〉 トマト 0.2ha (ミニトマト) 牧草 1.8ha 計 2.0ha	〈資本装備〉 トラクター(30PS) 1台 トラック(軽4輪) 1台 農舎(鉄骨) 1棟 ハウス(野菜) 6棟 〈その他〉 ・牧草は酪農家への作業委託	・青色申告の実施 ・パソコンによる経営計画、 労務、財務、ほ場管理 ・市場情報、消費動向の的確な把握 ・部門別、作物別原価の把握 分別 ・作物間の労働調整	〈家族労働力〉 主従事者 1人 補助従事者 1人 ・定期的な休日の確保
水稻野菜 畑作複合	〈作付面積等〉 水稻 3.5ha 小麦 1.1ha ブロッコリー 0.4ha 計 5.0ha	〈資本装備〉 トラクター(50PS) 1台 農舎(鉄骨) 1棟 ハウス(育苗) 2棟 田植機(6条) } 共同 普通型コンバイン } 利用 総合は種機(4条) 〈その他〉 ・ライスセンターを利用した乾燥調製 ・輪作体制を確立することによる連作障害の回避	・青色申告の実施 ・パソコンによる経営計画、 労務、財務、ほ場管理 ・市場情報、消費動向の的確な把握 ・部門別、作物別原価の把握 分別 ・作物間の労働調整	〈家族労働力〉 主従事者 1人
酪農専業	〈作付面積等〉 経産牛 18頭	〈資本装備〉 トラクター(80PS) 2台 トラック(4t) 1台 フロントローダー(80PS級) 1台 モアコンディショナー 1台 ロールバレー 1台 フォーレイジハーバスター 1台 乳牛舎(550㎡) 1棟 乾燥舎(630㎡) 1棟 堆肥盤(200㎡) 1棟 サイロ(200t) 2基 サイロ(170t) 1基 パイプラインミルクカー 1式 バルククーラー 1式	・青色申告の実施 ・パソコンによる経営計画、 労務、財務、飼養管理の実施 ・土壌診断に基づく施肥設計の実施 ・飼料分析に基づく飼料給与の実施	〈家族労働力〉 主従事者 1人 補助従事者 1人 ・定期的な休日の確保

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に例示するような効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用(農作業受託面積を含む。)の集積に関する目標を次のとおりとする。

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	備考
奈井江町農用地面積の95%程度	R3.3現在93.2%

(注)「効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標」は、おおむね10年後(R12)を見通して設定し、この場合、農用地の利用には利用権の設定等を受けたもののほか、水稻においては基幹3作業(耕起・代かき、田植え、収穫・脱穀)の全てを受託している面積、その他の作目においては主な基幹作業を受託している面積を含めるものとします。

2 その他農用地の利用関係の改善に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、奈井江町地域農業再生協議会を活用し、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者(農用地の引受け手)の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取り組みを推進する。

第5 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項

奈井江町は、北海道が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、奈井江町農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事

業に積極的に取り組む。

奈井江町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
 - ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
 - ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
 - ④ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
 - ⑤ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業
- 以下、各個別事業ごとに述べる。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に依りてそれぞれ定めるところによる。

ア. 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えることとなること。

（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（エ）その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）

がいるものとする。

(オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ. 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ. 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができるものと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）から（ウ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、（ア）及び（ウ）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が当該事業の実施によって利用権の設定を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定又は移転を受けるとき、農地中間管理機構が農地中間管理事業または農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第7条第1号に掲げる事業の実施によって利用権の設定等を受ける場合には、①の限りではない。

④ 利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合、農業協同組合連合会その他農業経営基盤強化促進法

施行令（昭和55年政令第219号。以下「政令」という。）第5条で定める者を除く。）は次に掲げるすべてを備えるものとする。

ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務執行役員等のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を受ける場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

（2）利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定又は移転される利用権の存続期間又は残存期間に関する基準、当該利用券が賃貸借権である場合における借賃の算定基準及び支払いの方法並びに当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合における委託者に帰属する損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。）以下同じ。）の算定基準及び支払の方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 奈井江町は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受けようとする者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画の提供を求める。
- ② 奈井江町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
 - ア 当該開発事業の実施が確実であること。
 - イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地法に基づく農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
 - ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づく開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 奈井江町は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 奈井江町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定又は移転された利用権の存続期間又は残存期間が経過する前に、利用権の設定等に係る当事者に対し、利用権の存続期間又は残存期間の満了予定日を通知するとともに、満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地の利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間又は残存期間の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間又は残存期間の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定又は移転)を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 奈井江町農業委員会は、認定農業者若しくは認定新規就農者（以下「認定農業者等」という。）で利用権の設定を受けたい旨の申出又は農用地の所有者から利用権の設定等についてあっせんを受けたい旨の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者等に対する利用権設定等の調整が調ったときは、奈井江町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 奈井江町の区域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和22年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農用地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体又は農業協同組合は、その構成員又は組合員に係る農用地の利用関係の改善を図るため、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②から③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定又は移転されている利用権の存続期間又は残存期間の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 奈井江町は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請に基づき農用地利用集積計画を定める場合、その計画内容が要請と一致するとき、奈井江町農業委員会の決定を要しない。
- ② 奈井江町は(5)の②から③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があったときは、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等促進事業の調整が調ったときは、奈井江町は、農用地利用集積計画を定めることができる。

- ④ 奈井江町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（（１）に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

（７） 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウの事項について、（１）の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等（（１）の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定又は移転を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期又は移転の時期、存続期間又は残存期間並びに当該利用権が賃借権である場合にあっては、借賃並びにその支払の相手方及び方法、当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法
- ⑤ ①に規定にする者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が（１）の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項
- ア その者が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において農用地を適正に利用していないと認められる場合に賃貸借又は使用貸

借の解除をする旨の条件

イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農地法（昭和27年法律第229号）第6条の2で定めるところにより、権利の取得を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について同意市町村の長に報告しなければならない旨

ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項

（ア）農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

（イ）原状回復の費用の負担者

（ウ）原状回復がなされないときの損害賠償の取り決め

（エ）貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取り決め

（オ）その他撤退した場合の混乱を防止するための取り決めを実行する能力についての事項

⑦ ①に規定する者が設定又は移転を受ける利用権の条件その他利用権の設定等に係る法律関係に関する事項並びに①に規定する者の農業経営の状況

（8） 同意

① 奈井江町は、農用地利用集積計画の案を作成するときは、（7）の②に規定する土地ごとに（7）の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得ることとする。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が20年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りるものとする。

② 共有者不明農用地等に係る農用地利用集積計画の同意手続の特例

ア 奈井江町は、農用地利用集積計画を定める場合に、数人の共有に係る土地について、2分の1以上の共有持分を有する者を確知することができないもの（以下「共有者不明農用地等」という。）があるときは、奈井江町農業委員会に対し、当該共有者不明農用地等について共有持

分を有する者であって確知できないもの（以下「不確知共有者」という。）の探索を要請し、奈井江町農業委員会は不確知共有者の探索を行う。

イ 奈井江町農業委員会は、アの探索を行ってもなお共有者不明農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知することができない場合、当該共有者不明農用地等について共有持分を有するものであって知っているものの全ての同意を得て、法第21条の3で掲げる事項を公示するものとする。

ウ 公示の日から起算して6月以内に不確知共有者が異議を述べなかったときは、当該不確知共有者は、農用地利用集積計画について同意したものとみなす。

(9) 公告

奈井江町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑦までに掲げる事項（⑦の農業経営の状況を除く）を奈井江町広報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公告する。

(10) 公告の効果

奈井江町は、(9)の規定による公告をしたときは、この公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され、若しくは移転し、又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 農業委員会への報告

解除条件付きの貸借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者は、毎年、農用地の利用状況の報告を奈井江町農業委員会にするものとする。

(13) 紛争の処理

奈井江町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(14) 農用地利用集積計画の取り消し等

① 奈井江町長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者(法第18条第2項第6号に規定する者)に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 奈井江町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち、その該当する賃貸借又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 奈井江町は、②の規定による取り消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取り消しに係る部分を奈井江町の掲示板への掲示により公告する。

④ 奈井江町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取り消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

⑤ 奈井江町農業委員会は、(7)の⑥のアの条件に基づき賃貸借若しくは使用

貸借が解除された場合又は②の規定による農用地利用集積計画の取消しがあった場合において、その農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業、あるいは農地中間管理機構の特例事業の活用を図るものとする。奈井江町農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

(15) 農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関との連携の考え方

農用地の利用集積・集約化に当たっては、関係機関・団体が、農業者の意向や労働力、機械装備の状況などに関連する情報を共有するとともに、それぞれの役割分担のもと、利用権設定等促進事業の他必要な農地流動化対策を組み合わせるなど、効果的に促進するものとする。

また、利用権の設定等を希望する農地所有者又は利用権の設定を受けたいことを希望する者に対しては、農地中間管理機構が行う農地中間管理事業を活用するよう促すものとする。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準 その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

奈井江町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当と認められる地縁的なまとまりのある地域とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

(2) の区域において、地域農業関係者等の組織する団体が、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の調整をるための農用地利用規定を作成し、それに基づいて認定農業者等の担い手へ農地の集積を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者等とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者等に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2) に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体が、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を奈井江町に提出して、農用地利用規程について奈井江町の認定を受けることができる。

② 奈井江町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること

ウ (4) の①のエに掲げる役割分担が認定農業者等の農業経営の改善に資するものであること

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地

利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが
確実であること。

- ③ 奈井江町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地
利用規程を奈井江町広報への掲載、インターネットの利用その他の適切な
により公告する。
- ④ ①から③の規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の
見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるとき
は、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効
率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員
からその所有する農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を
受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法
人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作
業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を
除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定
款又は規約を有していることなど政令第9条に掲げる要件に該当するもの
に限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農
業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事
項のほか、次の事項を定めるものとする。
 - ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び
農作業の委託に関する事項
- ③ 奈井江町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程につい
て(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容
が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは(5)
の①の認定をする。
 - ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分に
ついて利用の集積をするものであること。
 - イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は
農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該

申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規定（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は、認定計画とみなす。

（７）農用地利用規定の特例

- ① （５）の①に規定する団体は、その行おうとする農用地利用改善事業の実施区域を含む周辺の地域における農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を図ることが特に必要であると認めるときは、当該実施区域内の農用地について利用権の設定等を受ける者を認定農業者及び農地中間管理機構に限る旨を、当該認定農業者及び農地中間管理機構の同意を得て、農用地利用規程に定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、（６）の②に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
- ア 認定農業者の氏名又は名称及び住所
 - イ 認定農業者に対する農用地についての利用権の設定等に関する事項
 - ウ 農地中間管理事業の利用に関する事項
 - エ その他農林水産省令で定める事項
- ③ 奈井江町は、①の規定により定められる農用地利用規程の申請があったときは、その旨を奈井江町公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公告し、当該農用地利用規程を当該公告の日から２週間公衆の縦覧に供する。この場合、利害関係人は、当該縦覧期間満了日まで当該農用地利用規程について、奈井江町に意見書を提出することができる。
- ④ 奈井江町は、①に規定する農用地利用規程について申請があった場合、（５）の②の要件のほか、次に掲げる要件に該当するとき、奈井江町は（５）の①の認定を行う。
- ア 農用地利用改善事業の実施区域内の農用地につき１の（８）の権利を有する者（以下「所有者」という。）の三分の二以上の同意が得られていること。
 - イ 農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の所有者等から当該農用

地について利用権の設定等を行いたい旨の申出があった場合に、当該認定農業者が当該利用権の設定等を受けることが確実であると認められること。

- ⑤ ①に規定する事項が定められている農用地利用規程について、認定を受けた場合には、当該農用地利用規程に係る農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の所有者等（農地中間管理機構を除く。）は、当該農用地利用規程において利用権の設定等を受ける者とされた認定農業者及び農地中間管理機構以外の者に対して、賃借権、使用貸借による権利その他の農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号。以下「施行規則」という。）第21条の4で定める使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転又は所有権の移転を行ってはならない。
- ⑥ ①の認定において、利用権の設定を農地中間管理機構に行う場合の当該利用権の設定等の対価は、当該農用地の位置、形状、環境、収益性等を比較考量し、算出する。
- ⑦ ①の農用地利用規程の有効期間は、認定を受けた日から起算して5年とする。
- ⑧ ①の認定を受けた団体は、毎年3月に農用地利用改善事業の実施状況に関し、必要な報告をすることとする。

（8） 農用地利用規定の変更等

- ① （5）の②の認定を受けた団体（以下、「認定団体」という。）は、（5）の①の認定に係る農用地利用規程を変更しようとするときは、奈井江町の認定を受けるものとする。

ただし、特定農用地利用規程で定められた特定農業団体が、施行規則第21条の5で定めるところにより、その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員若しくは株主とする農業経営を営む法人となった場合において当該特定農用地利用規程を変更して当該農業経営を営む法人を特定農業法人として定めようとするとき又は施行規則第22条で定める軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。

- ② 認定団体は、①のただし書きの場合（施行規則第22条で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）は、その変更をした後、遅滞なく、その変更した農用地利用規程を奈井江町に届け出るものとする。
- ③ 奈井江町は、認定団体が（5）の①の認定に係る農用地利用規程（①又は②の規定による変更の認定又は届出があったときは、その変更後のもの）

に従って農用地利用改善事業を行っていないことその他政令第13条で定める事由に該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。

- ④ (5)の②及び(6)の③並びに(7)の③及び(7)の④の規定は①の規定による変更の認定について、(5)の③の規定は①又は②の規定による変更の認定又は届出について準用する。

(9) 農用地利用改善団体の勸奨等

- ① 認定団体は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認めるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。
- ② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(10) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 奈井江町は、農用地の有効かつ適切な利用を図るため、必要があると認めるときは、農用地利用改善団体となる要件を備える団体に対して、農用地利用規定を定め、農用地利用改善事業を行うよう促す。
- ② 奈井江町は、農用地利用改善団体が、農用地利用改善事業の実施に関し、農業委員会、農業協同組合及び農地中間管理機構の指導及び助言を求めたときには、それぞれの組織の役割に応じて、農用地利用改善団体の主体性を尊重しながら、その団体の活動を助長する上で必要な指導及び助言が積極的に行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

奈井江町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、その調整に努めるとともに農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

奈井江町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の4に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

担い手育成センターや空知農業改良普及センター、新砂川農業協同組合などと連携しながら、就農希望者に対し、町内での就農に向けた情報（研修、空き家に関する情報等）の提供を行う。また、町内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。

イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

奈井江町が主体となって北海道農業大学校や空知農業改良普及センター、農業委員、指導農業士、新砂川農業協同組合、各生産組合等と連携・協力して「営農指導カルテ」を作成し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を記入・共有しながら、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランの作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために新砂川農業協同組合担い手研修会への参加を促し、

交流の機会を設ける。また、新砂川農業協同組合、奈井江町商工会等とも連携して、生産物の販路の確保を支援する。

ウ 経営力の向上に向けた支援

(1) に掲げる「営農指導カルテ」を活用した指導に限らず、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修会等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年等就農資金、農業次世代人材投資資金、強い農業・担い手づくり総合支援交付金等の国の支援策や道の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者等へと誘導する。

オ 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については担い手育成センター、技術や経営ノウハウについての習得については北海道農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては空知農業改良普及センター、JA組織、奈井江町認定農業者や指導農業士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

ア 奈井江町は、国営かんがい排水事業をはじめとする、農業農村整備事業等の推進により、農業生産基盤の整備と効率的かつ安定的な農業経営ができるよう努める。

イ 奈井江町は、水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取り組みによって、水稲作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。特に、面的な広がりでの田畑転換を実施する集団的土地利用を範としつつ、このような転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

ウ 奈井江町は、農業集落排水事業等の実施を促進し、定住条件の整備を通じて、農業の担い手確保に努める。

エ 奈井江町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

奈井江町は、農業委員会、空知農業改良普及センター、新砂川農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1で掲げた目標や第2、第3の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効果的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、奈井江町地域農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとし、奈井江町は、このような協力の推進に配慮する。

第6 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

- 1 奈井江町は、北海道一円を区域として特例事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同機構が行う事業の実施の促進を図る。
- 2 奈井江町、奈井江町農業委員会、新砂川農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有、再分配機能を活かした特例事業を促進するため同機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

1. この基本構想は、平成 6年12月26日から施行する。

附則

1. この基本構想は、平成14年 2月18日から施行する。

附則

1. この基本構想は、平成18年 6月26日から施行する。

附則

1. この基本構想は、平成22年 5月10日から施行する。

附則

1. この基本構想は、平成23年12月 6日から施行する。

附則

1. この基本構想は、平成26年 9月26日から施行する。

附則

1. この基本構想は、平成29年 2月15日から施行する。

附則

1. この基本構想は、令和 4年 月 日から施行する。